登園の際には、下記の登園届けの提出をお願いいたします。

（なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。）

登　園　届

百合台保育園　園長　殿

入所児童名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

病名「　　」と診断され、
年　月　日　医療機関名「　　」において
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印又はサイン

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、保育所での集団生活に対応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

○　医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症

病　名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後１日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発疹出現前の１週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後１週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に１カ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	全ての発しんがかさぶた化してから
突発性発疹	発疹出現前の１０日間	解熱し、機嫌がよく全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹(とびひ)	潜伏期間は約 2-5 日間で、傷からの体液を通じて常時感染の恐れがある	皮疹部がガーゼ等で保護されていれば登園停止の必要なし
インフルエンザ	発症前１日から、発病後３日程度	発症（発熱したとき）した後５日を経過し、かつ解熱後３日経過するまで
新型コロナウイルス	発症 2 日前から発症後 7～10 日間	発熱した後５日を経過し、かつ症状軽快後１日経過するまで
ヒトメタニューモウイルス	発症 1-2 日前から発症後 7 日程度	発熱や激しい咳が治まっていること